

市川市監査委員告示第1号

令和7年度第2期財務監査及び行政監査の
結果に関する報告の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項による財務監査及び同条第2項による行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和8年3月31日

市川市監査委員	植 草 耕 一
同	草 薙 信 久
同	岩 井 清 郎
同	竹 内 清 海

令和7年度第2期財務監査及び行政監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

- (1) 地方自治法第199条第1項による財務監査
- (2) 地方自治法第199条第2項による行政監査

2 監査の対象

- (1) 事務事業の範囲
令和7年度事務事業（必要に応じて過年度の事務も対象とした。）
- (2) 対象部署
 - ① こども部
こども施策課、こども家庭相談課、発達支援課、子育て給付課
こども施設入園課、幼保施設管理課
 - ② 教育振興部
教育総務課、教育政策課、教育施設課、生涯学習振興課、文化財課、
図書館課
 - ③ 学校教育部
義務教育課、指導課、保健体育課、学校地域連携推進課、教育センター
 - ④ 市立学校（幼稚園）
小学校38校、中学校15校、義務教育学校1校、特別支援学校1校、
幼稚園6園

3 監査の着眼点

- (1) 財務監査
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ正確に行われているかを主眼とし、最少の経費で最大の効果を挙げているかという観点も踏まえ監査を実施した。
- (2) 行政監査
事務の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から行われているかを主眼とし、事務の執行が、適正かつ正確に行われているか、市の組織及び運営が合理的であるかという観点も踏まえ監査を実施した。

4 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和7年10月1日から令和8年3月30日まで

(2) 調査方法

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、必要により現地調査を実施した。

(3) 日程及び実施場所

① 事務局による予備監査

令和7年10月1日から令和8年1月27日までの期間、監査の対象部署の事務室等において実施した。

なお、市立学校（幼稚園）については、次の15校・2園で現地調査を実施した。

小学校	市川小学校、国分小学校、国府台小学校、平田小学校、中国分小学校、曾谷小学校、富美浜小学校、南新浜小学校、塩焼小学校、稲越小学校、福栄小学校
中学校	第三中学校、東国分中学校、大洲中学校、南行徳中学校
幼稚園	百合台幼稚園、塩焼幼稚園

② 監査委員監査

令和8年2月3日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施した。

5 監査の結果

所管する事務事業は、以下の指摘事項及び指導事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

※監査の結果における是正又は改善が必要な事項の区分 指摘事項：法令、条例、規則等に違反があると認められる事項等（軽微な誤りで、速やかに是正することができるものと認められるものを除く。） 指導事項：指摘事項又は意見とするまでには至らないが、改善を要すると認められる事項等
--

(1) 指摘事項

① 公民館土地使用料について（教育振興部 生涯学習振興課）

市は、公民館の土地又は建物に自動販売機を設置しようとする者に対し、地方自治法第238条の4第7項及び市川市財務規則（以下「財務規則」という。）第183条第1項に基づき土地又は建物（行政財産）の使用の許可をするととも

に、当該使用に係る使用料について、市川市使用料条例第3条に基づき使用料を徴収している。当該使用料の徴収事務（以下「本件徴収事務」という。）について調査したところ、令和6年度の事務処理において、令和6年4月1日付けで使用の許可をしているにもかかわらず、使用料の調定を令和7年2月3日に行っている事例が確認された。

財務規則第29条第1項第3号は、随時の収入で納入の通知を発するものの調定の時期は「原因の発生したとき」とする旨規定しているが、本件徴収事務においては本来なら使用の許可をしたときである令和6年4月1日が同号の「原因の発生したとき」に当たると解されるところ、実際の調定の時期が令和7年2月3日と大幅に遅延したことは財務規則の規定に反するものである。なお、本件徴収事務については、令和5年度の財務監査においても、調定手続の遅滞について指導事項としていたにもかかわらず、是正されていないものである。

よって、土地又は建物（行政財産）の使用の許可をしたときは、当該使用に係る使用料について財務規則に基づき適正に調定を行うとともに、再発防止の徹底を図られたい。

② 図書等売払いに係る領収書の発行について（教育振興部 文化財課）

自然博物館では、図書等の販売において代金を現金で収納しているが、領収書の発行を希望する購入者以外に対しては領収書を作成・発行していないことが確認された。

市川市財務規則（以下「財務規則」という。）第35条第1項は、納入義務者から直接現金を収納したときは領収証書又は領収書を納入義務者に交付しなければならない旨を規定しており、また、自然博物館の金品・切手等管理マニュアルにおいても「図書類の販売があった時は、品目と販売数を売上表に記入し、領収書を発行し、収納金を手提げ金庫に入れる。」と定めているにもかかわらず、自然博物館においては、財務規則の規定及びマニュアルの定めに対する処理がなされていたものである。

領収書は取引の事実を証明する証拠書類であり、相手方からの請求の有無にかかわらず領収書を発行することは、出納を明確にするために必要なものであり、財務規則第35条第1項の規定に違反する取扱いは、領収書発行の目的に反するものであることから、図書等を販売し、現金を収納する際は、必ず領収書を発行するよう適切に対応されたい。

③ 市川市放課後児童健全育成事業補助金について（学校教育部 学校地域連携推進課）

学校地域連携推進課では、児童の健全な育成を図るため、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する事業者に対して市川市放課後児童健全育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付している。

令和6年度の補助対象者である事業者から提出された実績報告書について調査したところ、同課は、その添付書類である収支決算書を同課で定めたエクセルシートで提出させており、そのうち、補助対象事業に要した経費の個別の金額を支出の日付順に記載した「支出」シート（個表）と、経費の項目ごとの金額及びその合計額を記載した「収支決算書」シート（総括表）については、個表における個別の金額を項目ごとに整理したものが総括表であることから、総括表の項目ごとの金額と、個表の当該項目ごとに積み上げた金額とは一致していなければならないが、一致していない項目があることが確認された。

総括表と個表の間においては、金額についてのリンクは設定されておらず、総括表の項目ごとの金額及び合計額を記載する欄には、改めて個表の当該項目ごとに積み上げた金額を手入力する仕様となっており、本件においては、事業者が総括表に金額を誤入力したため、不一致が生じたものである。

また、同課は、実績報告書の審査において、個表の金額と領収書等の証拠書類とを突合し、個表の金額が正しいことを確認していたが、個表の金額が正しいければその積み上げ結果である総括表にも当然正しい金額が入力されているはずであると思い込み、両者間の突合を怠ったことにより、事業者の誤入力に気付くことができなかったものである。

これらの結果、総括表に誤入力された金額（補助対象事業に要した経費の項目ごとの金額の合計額）に基づき補助金の額を確定したことで、本来交付すべき額より49,000円の過少交付をしてしまったものである。その原因が事業者の誤入力によるものであったとしても、適正な審査を行えば、誤りを検出し事業者に補正を求めることができた事案であることから、今回の事務処理は不適切なものであったといわざるを得ない。

よって、今後は、総括表と個表の間にリンクを設定するなど金額の誤入力を未然に防止する方策を講じるとともに、実績報告書の審査に当たっては、総括表と個表の突合を含め添付書類の十分な精査を行い、誤りがあった場合には、速やかに補正を求める等適切に対応し、適正な補助金の交付事務を行われたい。

④ 市川市放課後子ども教室運営業務委託について（学校教育部 学校地域連携推進課）

令和5年度の財務監査において、「放課後子ども教室」の運営業務委託（長期継続契約）（以下「本件委託契約」という。）における同年度の業務について受託者3者のうち1者を抽出し提出された報告書類に基づき調査したところ、仕様書に定められた協働活動サポーターの最低配置人数が遵守されているかを確認できない状況が検出されたことから、学校地域連携推進課に対して、受託者に適切な書類の提出を求めるとともに、自らも適切に履行確認を行うよう指導事項としたところ、同課からは、受託者に対して厳しく注意するとともに、実績報告書等を適切に確認していくとの措置報告がなされた。

しかしながら、令和7年6月及び9月の市川市議会定例会の一般質問における議員の指摘により、本件委託契約の令和6年度の業務についても、受託者が仕様書に定めるとおりに業務従事者を配置していないことや、同課が受託者の仕様書に反する履行を見落としていた実態が明らかとなった。そのため、同課は他部署の協力を得ながら、本件委託契約の受託者3者全てを対象に契約開始年度に遡って業務の履行状況を詳細に調査したところ、複数年度にわたって仕様書に反する履行が行われていたことが確認された。

そこで、これらの経緯を踏まえ、改めて令和6年度及び令和7年度の業務について同年度中に契約を締結した受託者を加えた4者を対象に履行状況を詳細に確認した上で、同課の調査結果と突合したところ、受託者の仕様書に反する履行や同課による履行確認の不全などが裏付けられたことから、次のとおり指摘事項とする。

ア 提出書類の適切な確認及び受託者への指導の実施について

仕様書において、業務責任者又は地域コーディネーター（以下「業務責任者等」という。）のどちらか一方は必ず勤務することとされているが、令和7年4月25日付けで取り交わした協議簿に基づき、体調不良等の突発的な事由がある場合に限り、業務責任者等の代替者を配置できるものとされている。しかしながら、実際の業務執行においては、あらかじめ代替者を配置する勤務予定表が提出され、その予定どおりに勤務が行われた事例が複数確認された。また、仕様書において協働活動サポーターとして配置が認められていない高等学校在学中の者を業務従事者名簿に記載し、勤務させている事例も確認された。

よって、受託者から提出される書類について適切に確認を行うとともに、仕様書に反する事項が確認された場合は、受託者に対し速やかに是正措置を講じるよう指導されたい。

イ 業務従事者の配置及び提出書類に係る適切な履行確認について

報告書類として毎月提出される勤務実績を調査したところ、業務責任者等や協働活動サポーターが仕様書に定められたとおりに配置されていない事例が確認された。そのうち一部の勤務日においては、勤務実績と運営日誌とで記載された配置人数に相違があり、勤務実態が正確に確認できない状況であることも確認された。

よって、受託者に対しては仕様書どおりの業務従事者の配置及び正確な記載のなされた書類の提出を求めるとともに、仕様書どおりに業務が行われているかについて報告書類により適切に履行確認を行われたい。また、疑義が生じた場合には、受託者へのヒアリングや現地に出向き、業務従事者の配置状況を確認するなど適切に対応されたい。

ウ 口頭による契約内容の変更対応及び検査体制の是正

上記イの仕様書に反する履行のうち一部については、受託者による口頭の相談に対し、学校地域連携推進課がこれを口頭で承諾して行われており、契約内容の変更を書面によらずに行っていたことが確認された。

契約締結時の契約書の作成等を義務付けた市川市財務規則第 115 条の 2 第 1 項及び第 119 条第 4 項の規定を踏まえると、契約内容を変更する場合には当然に適切な決裁を経た上で書面により行わなければならない、口頭によりこれを変更することは論外である。

さらに、このことは契約の適正な履行を確保するための検査の実施に当たり、客観的な手段を欠くことにつながるものである。また、同課は各年度の完了検査で仕様書に反する履行を見落としており、検査の実施の形骸化と評価せざるを得ない。

よって、契約内容を変更する場合には書面による手続が必要であることを改めて認識し、適切に事務処理を行われたい。また、形骸化した検査の実施を是正するため、チェック体制を強化するなど適切な措置を講じられたい。

エ 再発防止等について

学校地域連携推進課が令和 5 年度の指導事項を適切に受け止め、受託者の仕様書に反する履行や自らの履行確認の不全などを総点検し、速やかに是正措置を講じていれば、議会や他部署を巻き込んだ現下の事態にまでは至らなかったともいえ、監査委員の指導事項を軽視した結果であると評されても仕方のない状況である。

改善すべき事項については、個々に指摘したとおりにあるが、同課及び学校教育部はなぜ複数年度にわたって著しく不適正な事務処理を繰り返し、組

織としてチェック機能が全く働かなかったのかなどについて入念な検証を行い、再発防止に努めることを強く求める。併せて、現在受託者と協議中の委託料の取扱いについて、適切に対応されたい。

(2) 指導事項

区 分	件 数
歳 入	3
歳 出	0
財 産	2
補助金	9
契 約	14
公 金	23
文 書	1
その他	6
合 計	58

※市川市監査基準等細則の規定に基づき、監査結果報告には性質別に区分した件数を記載。